

輪島市再生可能エネルギー基本計画

1. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針

本市は、地形条件としては、市内の約9割以上を中山間地の指定を受けており、傾斜地が多いことなどから農業生産活動等を通じて国土の保全、水源のかん養、良好な景観形成等の多面的な機能を発揮している。しかし、近年直面している農林漁業における担い手の高齢化や後継者不足等により耕作放棄地となった農林地から近接農地への獣害が拡大している。生産活動を妨げる数々の問題によって耕作放棄地が増加しており、国土の保全、水源のかん養等の多面的機能の低下が特に懸念されている。

他方、本市の山間部や沿岸部では一年を通し安定的な風が吹き、風力発電に適した特性を有していることから、未利用農地等の地域資源を再生可能エネルギーとして有効に活用する。

このため、農業上の再生利用が困難な荒廃農地や未利用農地等を活用した再生エネルギー発電設備を整備し、発電事業者が売電収益の一部を地元地域へ還元する取組を行うことにより、周辺農地の保全につながり、より安定した農業経営の継続及び改善を図る。その際、地域の農林業者が主体的な役割を果たしながら、さまざまな再生可能エネルギー電気の発電事業に取り組みむこと等により、発電事業により得た収益が地域に直接還元されるよう努めることとする。

2. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

地区	区域の所在	地番	地目		地積(m ²)	備考
			登記簿	現況		
i	輪島市門前町山是清	貳七字1番	畑	畑	6,809m ²	農地の一部に風力発電設備(1基)の整備 位置図(別紙1参照)
	輪島市門前町山是清	貳五字17番	畑	畑	5,111m ²	
ii	輪島市門前町山是清	貳九字8番	畑	畑	4,882m ²	農地の一部に風力発電設備(1基)の整備 位置図(別紙1参照)
	輪島市門前町山是清	貳九字8番	畑	畑	4,882m ²	

3. 2の区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模

地区	発電設備の種類	発電設備の規模	備考
i	風力発電	2,499kw	4,200kw級を1基設置
ii	風力発電	2,499kw	4,200kw級を1基設置
iii	風力発電	2,499kw	4,200kw級を1基設置

4. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域及び当該確保に関する事項

地区	農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域	農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する事項
共通	なし	なし

5. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項

地区	再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の発展に資する取組の内容	備考
共通	発電事業者が売電収益の一部を地元地域へ還元し、農林地の獣害対策に電気柵又は恒久柵の施設整備を促進する。また、農林漁業者の担い手不足の解消に向けて、学生や新規就農を目指す人を対象に農林漁業体験等から農林漁業への関心を向上させ、人材の創出による経営安定や改善の促進など、農業振興に資する取組を実施することとする。	

6. 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき事項

- (1) 自然環境の保全との調和

地域の植生、野生動物の生態、水質等の自然環境に影響を及ぼす可能性があることから、必要に応じた影響の調査・検討等により、自然環境の保全に十分に配慮する。

(2) 景観の保全、歴史的風致の維持及び向上との調和

気候風土に適した形で農林漁業を営む中で、地域固有の個性ある美しい景観がつけられていることから、これらの景観が損なわれることのないよう適切な配慮を行う。

7. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価

(1) 目標

今後5年間（令和3年度から令和8年度）で、風力発電の再生可能エネルギー発電施設を7MW導入することを目指す。また、地域の農林漁業の健全な発展に資する取組として、発電施設の導入から10年間で農林地の獣害対策に電気柵又は恒久柵を営農区域に20kmにわたり整備及び管理することとし、さらに農業振興に資する取組として、農林漁業体験等の活動を通じて農林漁業への関心を向上させ、農林漁業に携わる人材の創出を促進する取組を実施する。

(2) 目標達成状況についての評価

(1)の目標の達成度合いを確認するため、毎年度、認定設備計画についてその実施状況（設備整備の進捗状況、稼働状況）を調査し、認定設備整備計画の進捗を確認することとする。目標年度までに目標が達成されない場合、基本計画の作成時まで遡って原因分析を行い、達成に向けて必要な改善策を講じるものとする。

8. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復

再生可能エネルギー発電事業を中止又は終了する際は設備整備事業者が直ちに発電設備の撤去及び土地の原状回復する義務を負い、撤去及び原状回復に係る費用を全額負担することとする。
設備整備計画の審査を行う際には、これらの事項に加え、原状回復されないときの損害賠償や土地の賃借期間の中途の契約終了における違約金について地権者と発電事業者の間の契約に含まれているか確認することとする。

9. 農林地所有権移転等促進事業に関する事項
なし

10. その他農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する事項

(1) ホームページ等による周知

基本計画に基づく取組の促進や関係住民等の理解の醸成を図るため、ホームページや広報等により広く周知する。

(2) 設備整備計画の認定

設備整備計画の審査を行う際には、内容が基本計画に適合するものであることに加え、必要な資金の確保が見込まれること、設備整備計画が実施される見込みが確実であること、撤去時の契約を確認することとする。また、設備整備計画の認定を行う際には、実施状況の報告を行う事、是正の指導に従うこと等の条件を付すこととする。

(3) 区域外の関係者との連携

輪島市、再生エネルギー発電事業者、農林漁業団体等の関係者は、輪島市の区域外の関係者とも相互連携し、優良事例等の情報共有を行い、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電に取り組む。